

質問第三一号

プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等」に関する質問主意書

右の質問主意書を国会法第七十四条によつて提出する。

令和三年十二月十七日

浜田聰

参議院議長山東昭子殿



プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案の事前評価書に記載の「産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等」に関する質問主意書

環境省が令和三年十月に評価を実施した、プラスチックに係る資源循環の促進等に関する法律施行令案に対する規制の事前評価書に記載の「二 直接的な費用の把握」のうち、「②プラスチック使用製品産業廃棄物等の排出の抑制及び再資源化等について」の部分について、以下質問する。

一 遵守費用について、「全事業所において、分別排出などの従業員に対する普及啓発活動を行うと仮定する」とある。ここで示されている「普及啓発活動」とは、具体的にどのような活動を指しているか。

二 遵守費用の算出式（導入された規制の対応に要した時間×従業員の人工費）について、普及啓発活動は専門的な講師を呼んで社内研修を行つたり、社内に配布する啓発資料を作成したりするなど、民間企業では担当部署が集中的に各従業員向けに行なうことが一般的で、普及啓発活動のために全従業員が一律に同じ時間をかけるとは考えにくい。研修を行つた場合と資料の配布では使われた時間が異なる可能性が高いが、なぜ「全従業員一律五分」という計算で推計されるに至つたのか。また、従業員に絞り込むと経営者等の役員や個人事業主、フリーランスや公務員等は対象から外れてしまうが、なぜ推計の対象に入れなか

つたのか。政府の見解を伺う。

三 前記二について、「※一」に記載の「五分」の算出根拠は何か。調査等を基にされたのであれば、どのような調査資料か示されたい。

四 前記二について、「※一」に記載のある時給の算出根拠について、※一では全事業所の従業員を対象にしながら、時給の算出では調査産業に絞り込みをしているが、その理由を示されたい。

五 「規制の導入によつて削減される費用（廃棄物の処理コスト）」として、「一日当たりの一人分のプラスチック廃棄物の量×営業日×従業員数×排出の抑制及び再資源化等を行うことで抑制される割合×廃プラスチックの処理費用」とある。このうちの営業日については祝日・休日を除いた年間の営業日となり、「従業員数」は全国全従業員数を対象としている。従業員数では全業種が対象となつてゐるため、祝日・休日も営業している小売業やサービス業等の業種も含まれてゐるが、なぜ営業日は「祝日・休日を除いた年間の営業日」としたのか、根拠を示されたい。

六 前記五について、経営者や役員、フリーランスや公務員等は推計の対象から外れているが、その理由を伺う。

七 前記五について、排出の抑制及び再資源化等を行うことで抑制される割合を十五%と仮定しているが、

この算出根拠となる調査資料があるか。あるのであればどの機関が行つたどのような調査か示されたい。

なお、本質問主意書については、答弁書作成にかかる官僚の負担に鑑み、転送から七日以内での答弁は求めない。国会法第七十五条第二項の規定に従い答弁を延期した上で、転送から二十一日以内には答弁されたい。

右質問する。